

## 後見人等解任の申立てについて

### 1 概要

(1) 解任事由

後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見人等を解任することができます。

(2) 申立権者

後見等監督人、本人（成年被後見人等、未成年者）、本人の親族、検察官

### 2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

(2) 収入印紙 800円分

(3) 郵便切手 2990円分

(内訳：500円×2枚，100円×5枚，84円×10枚，63円×5枚，  
20円×10枚，10円×10枚，5円×5枚，1円×10枚)

(4) 添付資料

ア 申立人の戸籍謄本

※ 申立人が本人の親族の場合に必要です。

イ 申立人と本人の関係がわかる戸籍謄本

※ アで申立人と本人の関係が記載されていない場合や既に当後見センターに提出された資料でも申立人と本人の関係が判明しない場合に必要です。

ウ 解任事由を疎明する資料

※ 事案に応じて、本人の戸籍謄本や住民票等を追加提出していただく場合があります。

### 3 申立ての手続

上記2の必要書類等が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。原則として、申し立てられた事情が解任事由にあたるかどうかを確認するため、調査官が調査します。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

TEL 06-6943-5872